

平成29年第3回定例会

企画産業常任委員会  
会 議 録

期日：平成29年9月8日（金）

場所：互助会館3階 第1会議室

# 大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成29年9月8日（金曜日） 午前 9時59分 ～ 午後 2時 2分

会 場 互助会館3階 第1会議室

出席議員（6人）

2番 秩父博樹                      4番 佐藤隆盛                      5番 後藤健  
12番 橋村誠                      19番 渡邊秀俊                      23番 金谷道男

欠席議員（1人）

11番 高橋徳久

説明のため出席した者

企 画 部 長	五十嵐秀美	次長兼まちづくり課長	高橋正人
総 合 政 策 課 長	佐々木隆幸	総 合 政 策 課 参 事	佐々木英樹
総 合 政 策 課 副 主 幹	加藤健一郎	総 合 政 策 課 主 席 主 査	煙山 齐
まちづくり課参事	田口美和子		
農 林 部 長	福田 浩	農 業 振 興 課 長	渡辺重美
農 業 振 興 課 主 幹	杉山真矢	農 業 振 興 課 主 幹	佐藤和好
農 業 振 興 課 副 主 幹	高橋隆伸	農 業 振 興 課 副 主 幹	枝川 元
農 林 整 備 課 長	田村一彦	農 林 整 備 課 副 主 幹	佐々木直樹
農 林 整 備 課 主 席 主 査	高橋朋之	財 政 課 副 主 幹	鎌田 篤
経 済 産 業 部 長	小野地 洋	企 業 商 工 課 長	小松正美
企 業 商 工 課 主 幹	小松江利子	企 業 商 工 課 副 主 幹	佐藤正規
観 光 交 流 課 長	大沼利樹	観 光 交 流 課 参 事	伊藤 敬
観 光 交 流 課 主 幹	山崎兼人		

議会事務局職員出席者

主 席 主 査                      佐藤和人

## 審査案件

- 1 報告第9号 専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号））
  - 2 議案第114号 大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 3 議案第118号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
  - 4 議案第123号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）
  - 5 陳情第61号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情
  - 6 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
- 

午前 9時59分 開 会

○委員長（後藤 健） おはようございます。

定刻より若干早いですが、お揃いですので、始めたいと思います。

本日は、ご多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

また、急な日程の変更にも関わらず、皆様には対応いただきましてありがとうございます。また、職員の皆様には、7月、8月の豪雨災害、それから8月の花火と大変ご難儀されたと思いますけれども、そのご労苦に対して、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ただ今から、企画産業常任委員会を開会いたします。欠席の届け出が11番、高橋徳久委員よりありますので、ご報告いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表に従って審査してまいります。課ごとに説明終了後に質疑を行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。正確な会議録作成のため、発言の際は、挙手の上マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（後藤 健） 審査に入る前に、企画部長より挨拶があります。五十嵐企画部長。

○企画部長（五十嵐秀美） 改めまして、おはようございます。

企画産業常任委員会開催にあたり、一言あいさつといたしますか、報告をさせていただきます。

稔りの秋、本来であれば農繁期を迎えるところなんですけれども、今年は皆様ご存じのとおり、2回の水害で、特に西部地区におかれましては、この後減収等々が窺われております。また、作業も稲刈りが終わってから復旧・復興という、大きな作業が入ることから我々も大変市民の皆様と農家の皆さんに本当に心苦しく思っているところでございます。そんな中であって、企画部の事業等の進捗について主だった9月補正、専決処分等と事業の進捗を報告させていただきたいと思っております。

委員長からもありましたけれども、7月の豪雨災害については、我々企画部職員が毎日10名程度西部地区の被害調査、そういったものから、それが終わるとゴミの収集・運搬、そういったところまで入っております。それと、それが出来てから罹災証明の担当としてお盆前まで企画部職員が任務にあたっているところです。それと8月の災害についても大曲の花火というところで、連続の徹夜作業に入っていて、職員も大分疲れが残ったかなというふうに思っているところです。

協和地域の川原地区の、議会の方にも請願出されておりますけれども、市の方も要望というかたちで提出されて、この案件については総務民生常任委員会が所管して、付託されている案件でありますけれども、内容が防災、住宅移転等々の内容であり、多課にまたがっている内容で、企画部と、特に総合政策課なんですけれども、調整役としてその業務の方にも入っております。秋田県の要望や支所と合同で説明会を開催するなど、そういったところにも今はあたっているところであります。

つぎに、今年度皆様ご存じのとおり資料館が建設されて、今週私が見る限りでは鉄筋工事が入ってまして、設計屋さんと打ち合わせた内容を考えますと、順調に行っているところで市政報告でも市長が報告されております。この後、来年8月に開館というか、5月には建物が完了することから、我々来年度の運営について、生涯学習課と運営方法並びに当初予算に向けて、今後詰めていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

つぎに、9月補正予算について、概要を報告させていただきます。大きく2つありまして、1つは、ふるさと納税の関係であります。この制度につきましましては、ご案内のとおり昨年から寄付してくださる方々に制度の逸脱しない範囲で大仙市産のお米とお酒を昨年から追加し運用してまいりました。10月からは、皆様のお手元に一覧表を渡していただくんですけども、10月からまたリニューアルしながら、もっとPR、納税の拡充を図りたいというところで考えておりますので、この後、課長の方が説明申し上げますが、

そういった内容と、懸案事項でありました大曲の花火の栈敷権を、今回商品とツアーでやってもらうような仕掛けにしてセットしております。そういったものもありますが、今週ですか、ちょっと報道で野田大臣の話しを、このふるさと納税の話しが報道されました。その時に、ちょっとショックだなと思ったのは、今年の春は方針を示されて3割の返礼率で国が行くという時に、また今回は市町村に委ねるとい話しをされてましたので、我々も今困惑しながら、どうすればいいのかなというふうに思っているところなんですけれども、市は当初の目的並びに率を尊重しながら運営をするというところで今日説明申し上げますので、よろしくお願い申しあげます。

2つ目は、地方創生推進経費であります。この補正予算については、事業説明書の方で課長が詳しく説明申し上げますけれども、花火産業構想につづき、市が有する魅力あふれる地域資源を活用したく、その基礎調査をするものでありますというところで、テーマが「農業と食」というところで、どっちかと言えば農林部のところあるんですけれども、我々の方でやるのは調査・分析・市場、そういった動向を調査しながら、この後、農林部の方にそういったものを持ちながら、今後どうするのか、調査を主体に、今年の事業でやってみようというところで、市場、そういった我々の分からないところ、今後の推移、そういったものを調査するものでございます。

つぎに、8月専決予算について申し上げます。町内集落会館整備事業であります。ご案内のとおり、今回の水害では地域の会館も被災しております。会館を新たな制度で施行をというところで、追加しております。被災した、例えば会館を新築する場合に今までは3分の1を2分の1補助に変えた外、その他、家庭の方でもありますけれども、備品等々を今回補助対象に入れたという内容でございます。そういったもの、この後説明申し上げますが、こういった状況でしたのでよろしくお願い申しあげます。

以上で、9月補正並びに8月専決の概要を述べました。我々、ここで言っているのかわかりませんが、月末にはここに出席の議員の皆様は大変お忙しい時期を迎えることと存じます。どうか、我々今までこの委員会で議員の皆様から指導、ご助言をいただいで、日々我々大仙市の市政のために歩んできましたので、どうか体を留意され頑張ってくださいなというところで思っております。以上をもって諸般の報告とあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

---

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

それでは、議案審議に入ります。

はじめに、報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。高橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（高橋正人） それでは、報告第9号の専決処分報告、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画部まちづくり課所管にかかる補正予算についてご説明申し上げます。

議案書別冊の資料No.3「大仙市補正予算（8月専決）」の9ページをご覧ください。併せて資料No.3-1「平成29年度補正予算8月専決「主な事業説明書」」2ページをご覧ください。

歳出2款1項11目24事業「町内集落会館整備事業費（大雨災害分）」につきましては、新規事業として425万円の補正であります。

これは、去る7月22日から23日までの大雨により被災した集落会館の補修と備品の修理・交換に必要な経費に対し補助することで、自治会の活動が早期に回復できるよう支援するためのものです。

事業の概要としては、7月22日から23日までの大雨で床上浸水した集落会館を対象に、建物の補修については補助率を2分の1、補助上限額を300万円とし、通常の補修に対する補助率3分の1、補助上限200万円を拡充した形で実施するものであります。更に、通常の補助対象とはなっていない「畳・ストーブ・エアコン」といった備品の修理・交換に対して、補助率2分の1、補助上限45万円として実施するものであります。補正額の内訳としては、各支所に聞き取りを行った結果、集落会館の補修については、西仙北地域1件、協和地域1件、それぞれ100万円を見込み、計2件で200万円となっております。備品の修理・交換については西仙北地域3件、協和地域1件に予備分を合わせ5件、それぞれ45万円を見込み、225万円となっております。

補修及び備品の修理・交換、総額で425万円を8月10日付けで専決処分をさせていただきます。

以上、まちづくり課所管にかかる補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正（第5号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐々木総合政策課長。

○総合政策課長（佐々木隆幸） おはようございます。総合政策課の佐々木です。よろしく申し上げます。

はじめに、委員会の方に同席しております総合政策課の職員をご紹介します。

( 職 員 紹 介 )

○総合政策課長（佐々木隆幸） 早速ですけれども、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総合政策課、所管にかかる歳出予算について、ご説明申し上げます。

資料No.4「大仙市補正予算書（9月補正①）」の9ページになります。

なお、わたくしからの説明は、資料No.4-1の9月補正①の「主な事業の説明書」で行います。こちらの2ページをご覧下さるようお願いします。

2款1項10目27事業の「地方創生推進経費」について、委託料として、173万6千円の補正をお願いするものであります。

事業説明書、下段になります番号「4番」の囲み線に「9月補正」ということで内容を記載しております。

今回の委託料は、花火産業構想に続く、本市の魅力ある地域資源を最大限活かした、市民の夢や希望につながる、新たな活性化構想を策定するため、そのはじめの一歩として「基礎調査」を行うものであります。

調査のテーマに設定したのは、本市の基幹産業であります「農業」であります。

特に「食」を中心とした、農産物、畜産物、林産物、日本酒も含めた「農業分野」をテーマとしたところであります。

調査の内容は、5つの項目を考えております。

1番は、本市の農業の現状と課題の分析について。2番は、農産物などの国内市場、海外市場の動向について。3番は、成長の軸となる農産物などの提案について。4番は、

6次産業化や他の施策との連携の可能性の提案について。最後に5番として、調査分析結果を踏まえた「新たな活性化構想にふさわしい」本市の目指すべき方向性についての計5項目になります。

今回の調査の委託方法については、プロポーザルにより、業者選定したいということで考えています。10月にプロポーザルを行って業者を選定しまして、来年3月までの5か月間を業務の委託期間とする予定であります。

以上、総合政策課所管にかかる補正予算について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 今の委託、プロポーザルでやるという話しなんだけど、そのプロポーザルは、まったくの公募、例えば特定の何社がら提案してけれっていうかたちにするのか。まったくのオープンの公募で、全国公募してやる方法なのが、どっち。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○総合政策課長（佐々木隆幸） 現在のところは、公募。提案されるところをプロポーザルで募集しまして行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 特に限定してやるわけじゃなくて、日本国中さ、いわば広く周知して応募させるという考え方なんだな。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○総合政策課長（佐々木隆幸） 広く、大仙市に相応しい提案をいただける業者をホームページとかで公募しまして、業者を募って、良い提案をいただけるプロポーザルを行いたいというふうに考えてます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） なるべく広く募集してやれば良いものが出てくるんでねがなと期待することもあるって、それで日本国中さ公募した方がいいねがどってだったども。そうやるっていうごどなので、それでいいと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 参考までだども、こういうことやってるとごはあるもんだべが。だ



れが覚えでるひとどがいるっしか。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○総合政策課長（佐々木隆幸） 全国的にもこういう企業なり自治体等にアドバイスをを行うような民間企業なんかもありますので、そちらの方でありますと、私達行政マンから見る発想と、また広い分野、それから専門的な見地から客観的に分析してくれるということ期待しまして、うちの方もそういう業者、民間活力を使って、今回提案をいただきたいなというふうに考えております。

委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） その予算が大体このくらいだと。1業者の相場。

○委員長（後藤 健） はい、佐々木課長。

○総合政策課長（佐々木隆幸） 期間が短い、今の補正で可決していただいたとすれば、期間が3月までですので、5カ月間の短い期間になりますけれども、そこでできる提案をいただくということで、そういうところの業者を選定していきたいというふうに考えております。市場動向なんか詳しい会社もあるようですので、そういう広い見地から見ていただいた大仙市の隠れたまだ地域資源なんかもあるかもしれませんし、それから手法ですね、資源なんかもあるんだけど上手く活用できなくて、うずくまってるようなものもあるかもしれませんので、その辺を全国的な事例なんかを持ってる民間会社から提案いただければなというふうに期待を込めまして、この金額であれば5カ月間でできるんでないかなというかたちで予算措置しております。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

つぎに、高橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（高橋正人） それでは、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、まちづくり課所管にかかる歳入並びに歳出予算についてご説明申し上げます。

資料No.4「補正予算書」の9ページをご覧ください。

併せて、資料No.4-1「主な事業の説明書」の1ページをご覧ください。

はじめに、歳出2款1項10目13事業「ふるさと納税制度関連経費」につきましては、259万4千円の補正であります。

本事業は、ふるさと納税制度の周知と浸透を図り、大仙市を応援してくださる方々から広く寄付を募り、市のPRと寄付金受入の増加を目指すものであります。補正を承認いただいた後の寄附の目標値として28年度実績の2倍に、おもてなしツアー申し込み分を加えた、寄附件数215件、金額で2,069万円と設定しております。

これまでの実績につきましては、PR活動として首都圏ふるさと会総会、首都圏PRイベント、首都圏企業懇話会でふるさと納税の紹介などをおこなっております。また、平成27年度からは1万円以上の寄附者に対して大仙市カレンダーと特産品開発コンクール入賞作品を返礼品として送らせていただいております。更に28年10月からは大仙市産のお酒、特別栽培米を返礼品として贈るほか、クレジットカード決済も追加することで、新規の寄附者から寄附が多くあったほか、寄附件数はこれまでの最多、寄付額も例年と比較して高額となっております。返礼品の効果があったと考えております。

問題・課題につきましては、返礼品の提供は市の特産品PRに繋がっていることから、更に返礼品の拡充を行い市のPRを図っていくことや、寄付窓口の拡大やポイント制の導入など、寄附者の方々がより利用しやすい仕組みを充実させることが必要と考えております。

また、ふるさと納税への関心が高いことから、ふるさと納税の更なるPRに力を入れていきたいと考えております。

事業の概要についてであります。今後の方向性として、返礼品を市をPRする一つのツールとして、物産開発や観光推進に結びつく取り組みを進め、更なる大仙市のPR促進と寄付の受け入れ増を目指してまいります。

今回の補正に係る主な変更点としては、返礼品としてこれまでの米・酒に加えて、大仙市観光物産協会に会員登録されている特産品を追加するものであります。

ここで、本日お配りの別添資料をご覧いただきたいと思っております。

今回拡充を予定しております返礼品の一覧であります。

ご案内のとおり、総務大臣より返礼割合の高い地方団体については3割以下とすることとして通知がされており、今回の返礼品拡充についても、寄付金下限額の3割以内として、特産品を追加しております。

資料1枚目左から1万円以上2万円未満の寄附に対しては菓子、肉などの食料品や花火グッズ、広報1年分送付、大仙市オリジナルカレンダーなどを追加しております。

次に、資料右側は2万円以上3万円未満の寄附に対してはお酒の他、大仙市セットと

して特産品開発コンクール受賞作品詰め合わせを設定しております。

次に、3万円以上4万円未満の寄附については、資料2枚目の左側までとなりますが、食料品や化粧品、花火関係の工芸品を追加したほか資料右側となりますが誘致企業である「ナガイ白衣」より白衣の提供がされております。

次に、4万円以上5万円未満の寄附については、お酒を設定しております。

資料3枚目となりますが、5万円以上10万円未満の寄附に対しては肉や工芸品、白衣を追加しております。

次に、10万円以上30万円未満の寄附に対しては、化粧品、肉を追加しております。

次に、30万円以上の寄附については、お酒の他、化粧品のセットを設定しております。

更に、寄附者の皆様からの要望が多くあった「大曲の花火」につきましては、50万円以上の寄附者に対し、先着順で5組を対象に、平成30年度開催の花火を軸とした「おもてなしツアー」を返礼品として提供することとしております。

事業説明書の方に戻らせていただきます。

これまで業務委託していたサイネックスが運営する「わが街ふるさと納税」というサイトに加え、JTB西日本が運営する「ふるぽ」と一括業務委託をすることとしておりますが、寄附の申し込み・返礼品の選定などは最大手である「ふるさとチョイス」と連携されていることから、多くの方々の目に触れる機会が増えるとともにポイント制の導入など、より利用しやすい環境になることが期待できます。経費の内訳ですが、JTB西日本とのインターネット受付委託料として103万9千68円、クレジットカード決済委託料として5万3,450円、返礼品代金128万5,400円、広告宣伝費として21万6,000円となっており、歳出2款1項10目13事業「ふるさと納税制度」関連経費の12節役務費に21万6千円、委託料に237万8千円の補正をお願いするものであります。

次に、同じく資料No.4「補正予算書」の9ページをご覧ください。

歳出2款1項11目61事業「自治会育成支援事業費補助金」については、4万6千円の財源振替に係る補正であります。

その他財源となる企画費寄付金は、大曲地域の大東通町内会より、町内会解散に伴い、4万6,822円を市に寄附したいとの申し出があり、4月6日付けで寄付金として受領したものであります。

この寄付金4万6千円をその他財源として増額し、一般財源から4万6千円を減額するものであります。

配分につきましては、大曲分としてまちづくり課に2万8千円、西仙北支所市民サービス課に1万8千円を配分するものであります。

併せて歳入についても補正予算書7ページ中段の寄付金17款1項2目総務費寄付金1節企画費寄付金として4万6千円の補正をお願いするものであります。

以上、まちづくり課所管にかかる補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上お願いいたします。はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 今までどおり、そうすれば寄付者が選ぶということでは変わらないことですかね。

○委員長（後藤 健） はい、高橋課長。

○まちづくり課長（高橋正人） この寄付額に応じて、この中から選んでいただくというかたちになります。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 白衣っていうのは、これ全国的に他にもあるものですかね。

なかなか聞きなれないような感覚があったので、もし分かればそのへんも。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） この白衣につきましては、以前からナガイ白衣より返礼品として、このふるさと納税の返礼品として提供させていただきたい、こちらとして設定できないものかということで、お願いというかたちで来ておりました。ナガイ白衣が言うには、大量に返礼品として出すというところまでは期待していないけれども、人の目に触れる機会が欲しいということで、私どもも確かに、その白衣が、それほど大量に出るものとは思っていないんですが、やはり他にはあまりない例なので、人の目を引くという意味では効果があるのかなと、そういうところが意見が一致しましたので今回設定させていただいております。ただし、美郷町につきましては、昨年から、このナガイ白衣の白衣が返礼品として挙がっております。

そのような経緯で今回載せさせていただいたものであります。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 分かりました。納得しました。

美郷町の方で出たこととか。もし分かればですけど。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 先日まで情報いただいた中では、1件だけ返礼品としてあったそうです。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 目に触れるっていうことでは、すごく良いと思います。

あと、なかなか難しかったけど、こういうかたちにしたんだなって思ったのが花火の  
栈敷券とツアー組み合わせるっていうやつ。やっぱり栈敷券そのまんまだと、ある意味  
金券的な、そういう意味合いもあるので難しいかなと思ってたんですけど、こういうツ  
アーっていうかたちで、また限定っていうかたちで推してみるのもいいがと思います。  
その中で寄付者の中からの希望があったっていうお話あったんですけど、どれぐらいの  
件数あったもんですか。花火の栈敷券あればいいなみたいな、そういう寄付者からの  
話っていうのは、かなり大量にあったものなのか、それとも数名なのか。もし分かれば、  
教えていただければ。お願いします。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 以前、これは28年の5月にアンケートをとった段階の  
ものでございますけれども、103人の方から、すでに寄付をいただいている方々なんで  
すが、103人の方々のうち19%の方々が、市のPRに繋がると思う特産品というこ  
とで、花火の栈敷席という回答をいただいております。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） ちなみに、このツアー組んでくれたのはどちらの方ですかね。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） このツアーの中身については、まちづくり課の方で素案  
を作成しまして、あとは大曲商工会議所、それから大仙市商工会、観光物産協会、さら  
には観光交流課というメンバーで内容を精査して、さらには今回契約を予定しておるJ  
TB西日本、そちらからの意見も頂戴しながら、このようなかたちでまずは組み上げた  
ものでございます。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

- 副委員長（秩父博樹） そうすれば、J T Bさんの方で、ガイドさん付くようなかたちになるっていうことですかね。
- 委員長（後藤 健） はい、課長。
- まちづくり課長（高橋正人） 今回、そのJ T Bと契約するというのは、まずはこのツアーを商品として挙げることができるということから始まったものでございます。その内容を検討する中で、添乗員が必ず付くということまでは確認をしております。ちなみに、先日の大曲の花火大会にもJ T B西日本の方から視察という形で担当の方が来られております。
- 委員長（後藤 健） はい、秩父委員。
- 副委員長（秩父博樹） 分かりました。良いP Rになることを期待したいと思います。ありがとうございます。
- 委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、金谷委員。
- 2 3番（金谷道男） ポイント制の導入ってあるんだけど、これ中身よくわがらね。
- 委員長（後藤 健） はい、高橋課長。
- まちづくり課長（高橋正人） これまでの「わが街ふるさと納税」というサイトでは、例えば5万円の寄附があった方は、その枠から一つ選んでいただくというようなかたちで終了しておりましたが、この後、J T B西日本と契約することで「ふるさとチョイス」、いわゆる最大手と言われている「ふるさとチョイス」との契約が出来ることとなります。その「ふるさとチョイス」の方では、ポイント制ということで、例えば5万円の寄附をした場合、5万ポイントがもらえると。そのポイントを全部使えば、今挙げている商品を選んでいただくということになるんですけれども、それよりも更に安い部分の商品を5万ポイントの内、2万ポイントを使って商品进行もらう。残り3万ポイントは、2年間自分でポイントとして持てるという制度でございまして、別のものが欲しいという段階で、また、その3万ポイントの中で選べる品物を返礼品として貰えると。そういったかたちになるものでございます。
- 委員長（後藤 健） よろしいですか。はい、金谷委員。
- 2 3番（金谷道男） それと、もう1つ。ふるさと納税の法人版が出たことだども。法人の人方、それ期待してねがもしれねども。法人版に対してはなんか、ありがとうございます、この前表彰したっけども。というようなレベルだけ、今のところそういう感じなんだが。

○委員長（後藤 健） はい、五十嵐部長。

○企画部長（五十嵐秀美） 今、質問が理解できなくて、企業版ふるさと納税の話しかないというところで。企業版ふるさと納税については、寄付をいただいて、全国の500歳野球、かなりの財源手当てが出来ていたんですけれども、多分、あれについては返礼品を出せないという話で、感謝状しか出せないというところで、法の縛りが入っております。そういったところで、またこの制度とは違って、あくまでも元の事業に特化して企業版はやる事業なので、それを国の方に申請して、500歳野球を認可をいただいたという内容で、それを募るという話で、我々も春先に、2月頃回っておりますので、業者の方に回っておりますので、ちょっとこの趣旨とは異なっているのかなど。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかに。はい、渡邊委員。

○19番（渡邊秀俊） ふるさと納税は、その地区によって寄付金額の7、8割。おらほの場合は10万円やれば、何割ぐれだもんだ。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○まちづくり課長（高橋正人） 今回の拡充につきましては、4月1日に総務省から通知があった3割以内に抑えるようにという通知に従って、これまでの大仙市の姿勢も含めまして、送料込でこの寄付額の枠の低い方の額の3割以内というふうにしております。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、陳情第61号「日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、禁止条約の実現に努力することを求める意見書についての陳情」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑はありませんか。

（「採択すべき」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） お諮りいたします。

本件につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました陳情第61号にかかる意見書の案文について、ご協議いただきたいと思います。

( 意見書案を配付 )

○委員長（後藤 健） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見等ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤 健） 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（後藤 健） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

再開時刻は、10時50分をお願いいたします。

午前10時41分 休 憩

.....  
午前10時45分 再 開

○委員長（後藤 健） 指定の時間より若干早めですけれども、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

農林部の職員の皆様には7月、8月の豪雨災害に対しましては、非常に皆さん忙しく難儀されたと思います。その点、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、そういった中で行われた全国花火競技大会においても、おそらくかなりの難儀をされたと思いますので、その点に関しても敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、はじめに、福田農林部長よりあいさつがあります。福田農林部長。

○農林部長（福田 浩） ご協議の前に、お時間をいただきまして本当ありがとうございます。

はじめに、この度の災害におきましては、議員の皆様のご指導、ご協力、大変ありがとうございます。この度の災害、7月22日から現地見まして、その惨状を見た時に、これは農家の人たちは多分不安だろうということを感じまして、災害4日後の27



日には市長協議を終えた災害復旧のためのチラシを農家に配付を開始し、また、これを8月1日号のチラシで全戸配布させていただいたところでもあります。これも、あの惨状を見ますと、今後諦める農家もいるんじゃないか、あるいは高齢化しているので辞めたいという農家もいるんじゃないか。いくらかでも、最小のところで、こういう支援があるので頑張っ欲しいよという気持ちを出したチラシであります。その結果、1,055件ほどの、現在もっと増えておりますけれども、小規模災害の申請等ある予定になっております。

また、今次この補正でご提案している件であります、野菜、花卉等の経営されている方が今回被災されました。この被災額というか、損害額どうしようと、今年の収入が無い状態でどうしようかということで、チラシを配布すると同時に災害4日目辺りから、もうすでに経営の支援策というものがないかということを一生涯懸命皆さんで考えまして、その結果、今回の提案となったものでございます。

とりわけ、共済制度の無い作物についてでありますけれども、結局1カ月経ちました農地の現状見ますと、きちんと作物が育てているのは結局稲じゃないかと言われつつあると思います。市が複合経営を推進している以上、複合経営をされている方々に幾らかでも支援したいという気持ちから今回のご提案になっております。どうかよろしく願いいたします。

この後、分かり易い説明に努めますので、ご審査の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

それでは、農林部所管分について、審査に入ります。

はじめに、報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。田村農林整備課長。

○農林整備課長（田村一彦） それでは、配布いたしました資料、平成29年度豪雨災害に対する支援措置について説明させていただきます。

はじめに緑色の農地・農業施設の災害復旧で国の支援事業について説明申し上げます。

1番の農地災害復旧事業ですが、農地に瓦礫、流木等が流入した場合や、農地の崩落、山腹崩落による農地への堆積等が対象となります。事業主体は、市又は土地改良区であり、事業の対象要件としては、1カ所の工事費が40万円以上であることです。補助率は、通常の災害では、50%補助となっております。市と受益者は工事費から補助金を

除いた額の25%ずつの負担となります。

今般の豪雨災害では、被災地域が山間部の農地等であること、また過疎地域であること、また土地改良の未整備区域であること等により、地元分担金の2分の1を減免できることから、工事費から50%の国の補助金を除いた額について、市が75%、地元受益者が25%となるものでございます。

また、激甚災指定を受けたことにより、国の補助金が80%から90%見込まれます。今回の補正予算では、補助率80%として財源を計上しておりますが、最終的には、市、地元負担額は、更に削減される見込みでございます。

また、激甚災指定により、査定設計書作成に係る委託費が補助対象となり、補助率50%が見込まれます。負担割合は、工事費と同じ委託費から補助分を除いた額の市75%、地元負担25%となり、通常災害の半額程度となる見込みでございます。

2の農業用施設災害復旧事業ですが、水路、ため池、農道等を対象となります。事業主体は、市又は土地改良区であり、事業の対象要件としては、1カ所の工事費が40万円以上であることです。補助率は、通常災害では、65%補助となっております。市と受益者は工事費から補助金を除いた額の2分の1、17.5%ずつの負担となります。

これにつきましても、激甚災害指定に伴い、農地災害と同じく、高率補助により、市及び受益者の負担が、大幅に削減される予定でございます。

地方財政措置ですが、補助災害復旧事業債として国の補助金を受けて災害復旧する事業で、補助残の市負担分に対し、地方債の対象とするものでございます。

3の農地等災害復旧事業債であります。激甚災害に指定された市町村が事業主体となって実施する場合認められるものであります。対象事業は、市の支援の中の②農業用施設の応急復旧支援事業と、下段の林業施設等の応急復旧事業で、1カ所あたりの事業費が13万円以上、40万円未満が対象となるものです。

4のその他として、多面的機能支払い交付金制度の活用ですが、市の支援の中で説明申し上げます。

次に、市の支援について申し上げます。

①番の大仙市農地等災害復旧事業費補助金（小規模農地等災害復旧事業費補助金）であります。補正予算（第4号）で3億7,755万9千円の補正をお願いするものであります。事業主体は農業者・土地改良区等です。事業の対象として、1カ所あたりの復旧費が5万円から40万円以下であります。補助率は、通常50%であります。国

の公共災害事業が対象となる気象条件により被災した場合は、最大4分の3以内とするものであります。支援の内容ですが、農地、水路、農道、ため池、揚水機などの復旧や土砂、流木等の撤去に係る経費に対する補助金であります。

②農業用施設等の応急復旧支援事業であります。二次災害等を考慮し、応急復旧として市が直接行うものです。補正予算（第4号）で③と併せて補正額1億6,758万2千円の補正をお願いするものであります。事業主体は、市であります。事業対象は、農道、水路、ため池等であります。対象箇所としては、主に土地改良区や管理団体が無い地域です。

③農地等への土砂流入、流木等の処理支援事業についてですが、農業者が対応しきれない土砂・流木等の処理等を支援するものです。事業主体は、市となります。事業対象は、農地、農業用施設の土砂、流木等であります。対象箇所としては、小規模災害復旧等で発生した土砂、流木、ゴミ等で、地域が指定した搬出可能な場所に集積しているものについて、市が処分するものです。

次に、県の支援であります。

事業の対象として、国の災害復旧事業の気象要件に該当し、被害を受けた農家を助成している市町村を対象としている。又、1カ所あたり10万円以上、40万円未満の工事を対象とします。補助率は市町村の助成率以内で3分の1以内となっておりますが、県の予算措置が確定されていないため、決定次第支援を行う予定でございます。

次に、4番のその他、多面的機能支払い交付金制度の活用として、小規模災害等に該当しない箇所や、自力復旧を行う箇所についても、多面的機能支払い交付金事業の活動対象となるというものでございます。

次に、オレンジ色の林道林地の災害復旧であります。1番として林道施設災害復旧事業であります。はじめに国の支援事業について説明申し上げます。事業主体は、市であります。事業対象として、1カ所の工事費が40万円以上となっております。補助率は、通常で奥地幹線林道が65%、その他林道が50%となっております。

また、激甚災指定を受けたことにより、国の補助金が80%から90%見込まれます。今回の補正予算では、補助率80%として財源を計上しておりますが、補助残の市負担分は、更に削減される見込みです。

次に、右側の蘭の市の支援ですが、林道施設等の応急復旧事業であります。補正予算（第4号）で4,110万6千円の補正をお願いするものであります。国庫補助となら

ない小規模災害について、市が応急復旧工事を行うものであります。事業主体は、大仙市。事業対象は、林道・作業道でございます。

2番の治山事業（災害関連）でございます。

はじめに、（１）、（２）とありますが、今回はこの事業については該当ございませんので省略させていただきます。

次に、県の支援事業について説明申し上げます。

①県単一般治山事業ですが、事業主体が秋田県です。事業対象が、山地の崩壊等が発生している箇所などで、1カ所当たり100万円以上の事業費となるもので全額県負担となるものです。今後、7カ所で実施を予定しております。

②県単局所防災事業ですが、事業主体が市町村で、事業対象として、人家2戸以上の保全又は公共施設等の保全で、1カ所あたり100万円以上事業費について県が10分の8、負担するものであります。市の負担は10分の2であります。

次に、右側の市の支援であります。

治山局所防災事業として、県の支援②の県単局所防災事業を活用し、災害などの林地崩壊による人家等への被害防止を図るものです。補正予算（第4号）で6,498万5千円の補正と補正予算(第6号)で790万6千円の補正をお願いするものであります。事業主体が市で実施箇所は、8カ所を予定しております。

これで、平成29年豪雨災害に対する支援措置についての説明を終わります。

この後、事業説明書等で詳細を説明してまいります。

報告第9号「専決処分報告について(平成29年度大仙市一般会計補正予算(第4号))」のうち、農林整備課所管分につきまして、説明申し上げます。

資料No.3の「平成29年度大仙市補正予算（8月専決）」と資料No.3-1「主な事業の説明書」により説明いたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳で説明させていただきます。

それでは、資料No.3「平成29年度補正予算（8月専決）」10ページをご覧くださいませ。

6款農林水産業費、2項林業費、5目治山事業費、10事業治山局所防災事業費であります。測量設計等の委託料と工事費について、6,498万5千円の補正をお願いするものでございます。

次に14ページをお願いいたします。

1 1 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目農地農業用施設災害復旧費、1 0 事業農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）であります。市が直接行う復旧に係る賃金、賃借料、原材料等と公共災害の査定設計書作成委託料で、2 億 8, 4 9 1 万 9 千円の補正をお願いするものでございます。

次に、1 5 ページをお願いします。

1 1 款、2 項、1 目、6 0 事業農地等災害復旧事業費補助金であります。工事費が 4 0 万円以下の小規模災害復旧事業として農家に補助金を交付するもので、3 億 7, 7 5 5 万 9 千円の補正をお願いするものでございます。

次に、1 1 款、2 項、2 目林業施設災害復旧費、1 0 事業林業施設災害復旧事業費（単独分）であります。林道の小規模な災害に対応するため、賃金、賃借料、原材料の計上と公共災害の査定設計書作成委託料として、7, 3 9 5 万 8 千円の補正をお願いするものでございます。

次に、資料 No. 3 - 1、平成 2 9 年度補正予算（8 月専決）「主な事業の説明書」3 ページをご覧ください。

6 款、2 項、5 目、1 0 事業治山局所防災事業費であります。

補正前の額ゼロ円に対し、6, 4 9 8 万 5 千円の補正をお願いするものであります。

財源の内訳としては、県支出金として、4, 1 6 5 万 2 千円、残り 2, 3 3 3 万 3 千円が、一般財源となっております。

事業の目的であります。災害などの林地崩落により、人家等に被害が及んでいる箇所や、崩落を放置すると人家等に被害が及ぶ恐れがある箇所について、被害の拡大を防止するものであります。

これまでの実績と成果であります。平成 2 7 年度では、西仙北地域小戸川地区や南外地域湯元地区で実施しており、主に住宅の裏山について、ふとんかご等により法面の崩落を防止しております。

問題と課題であります。住民の安全、特に人家を守る上で有効な事業であるため、今回実施箇所を地域防災計画に位置づけ、市債の対象として市の負担軽減を図ってまいります。

今後の方向性と 2 9 年度概要であります。当該事業は家屋の 1 カ所あたり 1 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満の治山工事を対象とする県単独補助事業であります。今般は被害規模が大きく早急な復旧が望まれることから本来県が実施する 8 0 0 万円以上について

ても今回限り市が実施するとしたものであります。実施箇所につきましては、表にありますとおり、西仙北地域1カ所、協和地域5カ所、南外地域1カ所となっております。

次に、4ページをご覧ください。

11款、2項、1目、10事業農地農業用施設災害復旧事業費（単独分）であります。

補正前の額ゼロ円に対し、2億8,491万9千円の補正をお願いするものであります。財源の内訳としては市債が9,470万円、その他として、公共災害の委託料のうち受益者分担金2,933万3千円、残り1億6,088万6千円が一般財源となっております。

事業の目的であります。大雨災害により被害を受けた農地・農業用施設の速やかな復旧を図るため、復旧にあたる農家負担の軽減と、経営の安定を支援することを目的としております。

これまでの実績と成果であります。被害が甚大であった平成23年度に市が実施する応急工事として実施し、農家を支援しております。

問題と課題であります。二次災害を未然に防ぐため市が緊急的に復旧作業を実施するものであります。作業が集中するため、作業員や重機の確保が課題となることがあります。

今後の方向性と29年度概要であります。二次災害が想定され、早急に復旧が必要な道水路等の復旧と、土砂・流木の除去処理等に係る経費を市が負担し、早期の復旧と農家負担の軽減を図るものであります。表にありますとおり、復旧件数315件、復旧経費として1億6,758万2千円が計上されております。また、下段の表にある、農地農業用施設の災害復旧事業（公共災）に係る査定設計等業務委託であります。件数が92件、委託料が1億1,733万7千円で受益者分担金が2,933万3千円となっております。今般は、激甚災害に指定され、国の補助金が50%見込まれることから、受益者分担金についても通常の半額程度となる見込みであります。なお、今般の補正予算では満額の市債充当をせず、今後の実施状況により変動が生じることから、県ヒアリング等で確認しながら財源振替える予定であります。

5ページをご覧ください。

11款、2項、1目、60事業農地等災害復旧事業費補助金であります。

補正前の額ゼロ円に対し、3億7,755万9千円の補正をお願いするものであります。財源の内訳としては、3億7,755万9千円全額が、一般財源となっております。

事業の目的であります。復旧にあたる農家負担の軽減と経営の安定を支援することを目的としてございます。

これまでの実績と成果であります。これまでも公共災害事業に該当しない小規模災害として農家を支援しております。

問題と課題であります。被災規模が大きく広範囲であるため、中山間地域では未復旧農地も考えられます。

今後の方向性と29年度概要であります。本事業は5万円以上、40万円以下の国の補助対象事業に該当しない小規模な被災農地に対し、市単独で復旧費の4分の3を補助金として交付するものであります。下段の表にありますとおり、農地へ瓦礫等が堆積した農地災害が709件、水路・揚水機・農道・ため池等、農業用施設災害が346件、合計で1,055件、被害額で5億1,989万1千円と甚大な被害を受けており、農家への補助金は、4分の3の3億7,755万9千円となるものであります。また、表の上段にあります県単独事業による農家支援であります。農家に対し助成を行う市町村が対象であり、県の予算措置が決定次第市の助成と調整を図り、支援するものであります。

6ページをご覧ください。

11款、2項、2目、10事業林業施設災害復旧事業費（単独分）であります。

補正前の額ゼロ円に対し、7,395万8千円の補正をお願いするものであります。財源の内訳としては、市債3,550万円、残り3,845万8千円が一般財源となっております。

事業の目的であります。大雨災害により被害を受けた林道について原形に復旧し林道機能の回復を図るものであります。

これまでの実績と成果であります。市が実施する応急工事としてこれまでも実施しております。

問題と課題であります。今般は被害箇所が多く、被災路線の内、主要路線を優先的に修復を行うものであります。

今後の方向性と29年度概要でございます。公共災害に該当しない小災害として、81カ所、復旧費4,110万6千円を計上しております。

また、下段の表のとおり、林道災害復旧事業（公共災）に係る査定設計書等業務委託費については、路線数11路線、箇所数23カ所、委託費3,285万2千円となっております。

おります。

なお、今般の補正予算では、満額の市債充当をせず、今後の実施状況により変動が生じることから、県ヒアリング等を確認しながら、財源振替える予定であります。

以上、報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、農林整備課所管分について、説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申しあげます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 今回、大変な災害だったわけで、箇所数、全体の規模からいってもかなりボリュームあったわけで、今回、農地に対しても、またこの林業関係に対しても、個人的な意見では結構手厚い補助がなされたかたちじゃないかなというふうに思ってるんですけど、今回大仙市あちこちで被害あった中で、例えば場所的なこととか、今後もしろいろあちこちで起こることが想定されるので、例えば起こる場所とか、規模とかによって、この補助金交付に、これから差が出ていくことはないと思うんですけど、ちょっとその辺を聞いておきたいんですけど、大仙市の農地等災害復旧事業補助金交付の要綱、これに照らし合わせてやってるってということなので、今後災害が起きても交付金っていうのは、この率で交付されていくものというふうに思うんですけど、今後起きた時も同じようなかたちで交付されていくものなのか、それとも今回は特例措置として、次起きた時はまた上がったり下がったりあるよというものなのか、ちょっとその辺教えていただければなというふうに思います。市民の公平さを欠かないようにやっていかなきゃならないと思うので、あの時はこれぐらいあったんだけど、なんで今回ないんだとか、そういうことのないようにしていかなきゃならないなって思うので、その辺教えていただければと思います。

○委員長（後藤 健） はい、福田部長。

○農林部長（福田 浩） その件につきましては、農地等災害にかかわる分担金徴収条例ってありますが、これは基本50%の市の負担で、残り50%が受益者の負担ということになっております。ただ、これで、公共災害という激甚でない公共負担が生じる災害として認定を受けた場合は、受益者負担の半額を援助するということになっておりますので、これが市の負担が75になり、受益者負担が25になるものであります。



今回は、激甚災害を受けておりますので、元々激甚災害を想定しておりませんが、これに激甚災害が入り、国の補助金が80から90、90くらい入ると思うんですけども、その引いた残りに対して今の率を適用しますので、そうすると90が国から出て、県はありませんけれども、市が残りの10%の内の7.5%を払い、2.5%を受益者からいただくという補助金頼みの、言ってみればそういう制度でありまして、本来であれば半々、市と折半というかたちが通常のかたちであります。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） そうすれば、今回は激甚指定ということあったんだけど、例えば次に災害起きた時に、それ指定なるがならないがは、その災害規模とか様々勘案されるものですけど、要は今回の補助率ぐらいにならない可能性もこの後出てくる可能性があるっている、そういう認識でよろしいでしょうか。市民側の負担として。

○委員長（後藤 健） はい、福田部長。

○農林部長（福田 浩） 結果的にはそういうふうにならざるを得ない状態であります。

今回は激甚という、丸っきり特別な話でありますのであれですけども、本来でいけば公共災害が適用するぐらいのことは、多分皆さん災害と言われるごとだと思しますので、そうすると75と25の配分ということになります。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 激甚指定にならない場合は、そうすれば市のどこで起きたとしても、その補助率っていうのは、その都度の処置であったとしても公平性に欠くことはないっていう、そういう認識でよろしいでしょうか。例えば、大曲で起きても、西部で起きても、東部で起きても、その辺は公平性に欠けることはないっていう、そういう認識でいいですかね。

○委員長（後藤 健） はい、福田部長。

○農林部長（福田 浩） そのとおりで、通常災害と言われる状態になったときは、公共災害伴うものだと思いますので、そうすると75に適用されることとなっておりますので、そのとおりだと思います。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） これは水害に関わらず、風害であっても、地震であっても同じようなかたちで適用されていくものなんだっしか。

○委員長（後藤 健） はい、福田部長。

○農林部長（福田 浩） 条例は、農地、農業用施設にかかわるものでありますので、それに関しては、今のとおりでございます。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） そうすれば、恒久的なものにする必要はなくて、その都度の災害に同じようなかたちで適用されるので、公平性に欠く問題はないっていうことでよろしいでしょうか。

○委員長（後藤 健） はい、部長。

○農林部長（福田 浩） それでよろしいかと思えます。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 説明書の3ページの事業箇所のところ、設計委託料と工事費との割合がすごい大きいところ2カ所あるんだ。例えば、設計委託料が151万2千円で工事費が108万4千円、それから245万2千円の設計料で459万の事業費。なんか特殊な理由があって設計額と工事費と近いなってみたんだけど、なんか理由あるの。

○委員長（後藤 健） はい、田村課長。

○農林整備課長（田村一彦） これについてはコンサルの立会いの中で、そういう話をしたんですけど、現場の状況によっては、測量等調査、それから水が出ているとか、そういう環境の中で調査が追加されたりですね、ボーリングまではしないと行ってましたけど、状況を判断するような業務も出てるので、そういう委託費について高騰になったということでありました。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 直すよりも調べる方がじゃんこかかるってところが、なんか腑に落ちないかと、ちょっと思ったんだけど、そういう設計だとすればそうかもしれねども、せばどンドンやったほうがいい感じがするもな。

次、市債大分こう、当然災害復旧債なので、これって次の交付税算入どが、起債部分についての国の事後の手当どがってあるんだが。単純に事業に参入されるとか、されないとか、そのレベルの話しなのか、今の起債ってなんたもんだ。

○委員長（後藤 健） はい、田村課長。

○農林整備課長（田村一彦） これについては、私でも市債も調べたんですけど、ちょっと複雑な部分があるということで、財政課より鎌田さんに出席いただいておりますので、説明させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長（後藤 健） はい、お願いします。

○財政課副主幹（鎌田 篤） 財政課の鎌田と申します。よろしくお願いします。

今回、災害復旧事業に対して、災害復旧事業債という市債を充当しておりますけれども、大きく分けて3つございます。

一つが、先ほどから言われている国庫補助事業を採択となって充当する場合については、事業費から国庫補助率を引いた額、それに受益者負担を引いた額に90%充当されます。簡単に言うと、1千万の事業があって、補助率8割見てますので、800万の充当になる。その際、受益者負担が50万円あるとすれば、残りの150万円に対して90%の市債を発行することができます。その発行された市債額に対して、後年度負担として95%分が後年度負担、交付税に算入というかたちで、毎年の元利償還金に対して算入されるということになりますので、ほぼ一般財源の負担は少なくなるということです。

二つ目が、単独災害復旧事業債ということで、これが事業の中に充当されているものとするれば、公共事業債、国庫補助を受けて行う災害復旧事業の設計費、それから算定設計書を作るルールの経費に充当される記載でございます。こちら、まるっきり単独ですので65%が市が支払うべき経費に対して65%が市債として発行できるということでございます。その発行した65%の市債額に対して、財政力指数に応じますけれども、87.5%が後年度負担ということで交付税算入されます。

三つ目が、事業説明書にあります小災害の単独分という事業に充てられる起債でありますけれども、こちらについては、通常の災害時では発行できません。あくまで激甚指定を受けた際にのみ発行できる起債というのがありまして、要はなんなのかというのは、土砂の流出だとか、そういうものに対して撤去する費用、それから応急処置として機械を借り上げて使用料として重機で均したり、それから原材料を買って砂利を敷いたりという経費に対してのみ発行できるルールで、これが一カ所の災害復旧経費当たり13万以上40万未満というルールで発行できる起債です。これについては、県内で発行した事例の自治体というのがほとんどなくて、私達11月末から12月にかけて県のヒアリングありますけれども、その中で個別の審査をしつつ、この中でどれが適債性のある経費なのかというのが協議の中で決まっていきますので、本来発行できる額の半分しか現在予算では市債発行額見ておりません。なので、確定し次第、3月の定例会の中で財源振替していこうかなと思いますけれども、こちらについては100%交付税算入なりま

す。なので、100%あるので、償還が4年で非常に短い償還の期間になります。先ほどいった通常の災害復旧事業に対しては10年償還で2年間据え置きなので、2年間だけは利息償還だけ、残り8年で元金を返すという話しになります。以上です。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 小規模については、今考えてる予算の中では、起債としては50くらいしか見でね。それもこの後のヒアリングで、どうなるかわがらねども認められれば認められるほど市の負担はねぐなるという理解でいいのかな。

○委員長（後藤 健） はい、鎌田さん。

○財政課副主幹（鎌田 篤） 金谷議員おっしゃるように、どの部分を見たら良いのかという私達もあれで、ただ一定の基準がないといけないので、その基準としては、例えば4ページの事業説明書にある、真ん中辺に賃金、手数料、借り上げ料、原材料費と経費が載ってますけれども、このうちの土砂とか流木の撤去に関する費用はこの中から除いて記載対象外にしています。要は、その部分が県と国、財務事務所との協議の中でどれだけ見ていただけるのかというのが分からないので、その部分については全額一般財源にしていますので、この後のヒアリング協議の中で、それが記載対象になり得るものだとすれば、その部分を3月の定例会の中で追加をさせていただきたいと思ってます。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） ここがおめだのがんばりどころだから、1円でも多く、がんばってとってこいな。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 例えば、田んぼに例えればっしょ、いつまで、来年までの春の植え付けまでに間に合うど、なんぼぐれ間に合うどみでらもんだっしか。

○委員長（後藤 健） はい、田村課長。

○農林整備課長（田村一彦） この後、稲刈り後に農地にガレキ等が入ったものについては撤去することになると思いますが、私どもが想像しているひとつとして、工事が集中するというようなことで、業者も限られた業者となってくると思われるので、協会等を通じながら、ひとりずつ頼むんじゃなくて、面的に広く、ひとつの業者が対応するとか、そういう形で対応してもらおうように今後進めてまいりたいと思っております。協会、その他、小さい業者もいますので、個々に受けて、個々にやって、また頼まれるというようなパターンではちょっと進み方が余り進まないと思っておりますので、全体の枠として計画

を立てて進めていくことが必要と考えております。

○委員長（後藤 健） はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） まだ、詳しくはやってねごとだべ。

○委員長（後藤 健） はい、田村課長。

○農林整備課長（田村一彦） 小災害として、個人で5万円から40万円の補助金を交付する事業については、春までに完成してもらわなければ駄目なことなので、補助金を交付しなければ駄目なので、それは完成するように進めてまいります。

あど、公共災害についてですが、規模も大きくなりまして、この後、査定が11月頃になると思うんです。その前に事業に手をつけるわけにいかないところもありまして、それも冬の内に発注できればいいんですけど、遅くなるので、それについては査定待ちでございます。早く進めるようには考えております。

○委員長（後藤 健） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論、表決については最後一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。田村農林整備課長。

○農林整備課長（田村一彦） 議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、農林整備課所管分につきまして、説明申し上げます。

資料No.4の「平成29年度大仙市補正予算9月補正①」と資料No.4-1「主な事業の説明書」により、説明いたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳で説明させていただきます。

それでは、資料No.4の「平成29年度大仙市補正予算9月補正①」12ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、6目土地改良事業費、51事業県営土地改良事業費負担金であります。県予算の追加に伴う、市の負担金の増額で、3,648万6千円の補正をお願いするものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、6目土地改良事業費、53事業国営造成施設管理体制整備事業費負担金であります。国営で造成した水利施設について、保安施設

の強化のため、事業費が追加されたことから、市の負担金として、254万5千円の補正をお願いするものであります。

次に、資料No.4-1平成29年度補正予算9月補正①「主な事業の説明書」6ページをご覧ください。

6款、1項、6目、51事業、県営土地改良事業費負担金であります。

補正前の額2億8万9千円に対し、3,648万6千円の補正をお願いし、補正後の額2億3,657万5千円とするものであります。

財源の内訳としては、市債、3,430万円、残り218万6千円が一般財源となっております。

事業の目的であります。引続き農業生産基盤の強化と生産性の向上を推進することを目的としております。今後の方向性と29年度概要ですが、補正の理由としては、県の事業量の追加による市負担金の増額で、事業費の配分としては、農地集積加速化基盤整備事業（ほ場整備事業）における暗渠工事の追加や大曲西根地区の基幹水利施設ストックマネジメント事業に対する予算配分が主なところでございます。

次に、7ページをご覧ください。

6款、1項、6目、53事業、国営造成施設管理体制整備事業費負担金であります。

補正前の額792万9千円に対し、254万5千円の補正をお願いし、補正後の額1,047万4千円とするものであります。

財源の内訳としては、全額一般財源となっております。

事業の目的であります。国営で造成された農業水利施設について、土地改良区が県と市町村と連携して、管理体制の整備を図ることを目的としております。今後の方向性と29年度概要であります。国営造成施設管理体制整備促進事業に基づき、国、県、関係市町村が、仙北平野地区、田沢疎水地区の農業水利施設の管理体制（維持管理）に係わる経費の一部を負担する事業であります。仙北平野地区において、高度化経費として水管理制御システムの避雷対策機器の設置に係る事業費増に伴い、市負担金を増額するものであります。

以上、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、農林整備課所管分について、説明申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 土地改良の方でも起債してらんだども、これさっきの考え方でいいのかな。

○委員長（後藤 健） はい、鎌田さん。

○財政課副主幹（鎌田 篤） 県営土地改良事業のほ場整備の負担金については全県の市町村で過疎債を使うことに、一定の共通理解で、過疎債はいろんな起債の種別あるんですが、その中で最も有利な起債で100%充当の発行した内の7割が後年度負担なんです。過疎債も非常に有利なんです。全国的に地方債計画の中で過疎債自体の発行額が年々縮小されておまして、満額入っていない状況です。要は、充当率が高くて交付税算入率が高いということで、枠がはみ出てしまうと、今度起債を別に持っていったりとか調整をしてるんですけども、基本的には過疎債ということで発行しておりますが、償還期間が12年、据え置き期間が3年なので、実際元金を9年で返すということになります。なので、大きい額をあまり発行すると単年度の償還額が大きくなるということで、ここもちょっと頭を悩ませながらやってるんですけども、土地改良事業費の分で必ずしも全額が対象になるわけじゃなくて、暗渠工事が適債外で、暗渠の分については工事期間が長いと工事の後半にこちらがガバッと出てくると、その分は一般財源で対応しなければいけないということで、いろいろ調整は必要ですけども、過疎を使って市債を発行してるところでございます。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、渡辺農業振興課長。

○農業振興課長（渡辺重美） 議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、農業振興課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、資料No.6の「平成29年度大仙市補正予算（9月補正②）」により、農業振興課所管分の事業費について説明させていただきます。

資料No.6の8ページをご覧ください。

歳入予算であります。県支出金、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては補正前の額14億375万3千円に、補正額4,152万円を加え、補正後の額を14億4,527万3千円にするもので、補正額のうち関係する農業費補助金3,705万4千円の補正をお願いするものであります。

内訳としましては、今般の災害に対する県の助成支援として、農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費補助金に8万9千円、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金として3,696万5千円盛り込むものであります。

資料No.6の11ページをお願いします。

歳出予算については、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、61事業利子補給等補助金につきましては、補正前の額112万3千円に、359万1千円の補正をお願いし、補正後の額を471万4千円に、同じく3目農業振興費、71事業農業経営等復旧・再開支援事業費につきましては、7,425万円の補正をお願いするもので、この2つの財源につきましては、先ほど説明しました歳入の県支出金のほか、一般財源となっております。

同じく資料No.6の15ページをお願いします。

今般の災害への対応として債務負担行為の設定により翌年度以降にわたるものとして、調書のうち、農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給金につきましては、限度額を1,089万9千円とし、期間を30年度から39年度の10年間を設定するものであります。

財源内訳ですが、国県支出金が726万5千円で、一般財源としては363万4千円を計上しております。

同じく、農業経営等再開支援対策補助金につきましては、限度額を2,126万9千円とし、期間は30年度1年間設定するもので、財源内訳は国県支出金が1,731万円、一般財源は395万9千円を計上しております。

それでは、資料No.6-1の「平成29年度補正予算(案)9月補正②にかかる事業説明書」と、お手元の「9月追加補正農業経営等・再開復旧支援事業説明付属資料」により、説明させていただきます。

今般の補正予算において、農業振興課所管する事業は2件ございまして、はじめに「事業説明書」の4ページをお願いします。



6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、7 1 事業農業経営等復旧・再開支援事業費につきましては、7, 4 2 5 万円の補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳でございますが、県支出金として3, 6 9 6 万 5 千円、一般財源として3, 7 2 8 万 5 千円となっております。

事業の目的ですが、今回の補正は、平成29年7月22日からの大雨等により被害を受けた農地や農業生産施設等の復旧、被災農業者等の再生産に向けた取り組みに対し助成し、農業経営の早期再建を支援するものであります。

事業の概要であります。説明付属資料の1ページをお願いします。

今般の豪雨災害に対する支援措置としては、対策区分を、下地が青の復旧支援対策と黄色地の経営再開支援対策に分け、国、県、市の事業別に記載しております。

今般の補正については、県の事業に市が嵩上げする支援と、市が独自に支援するものがあり、事業の体系としては県事業を軸に、市が嵩上げ、或いは国県の支援策のないものについては、独自に支援策を講ずるものであります。

なお、今回の補正のうち、県単独事業に市が協調する事業については、県3分の1の補助に、市が6分の1を嵩上げ、県の事業に市が協調することで全てが2分の1以上の補助率となるものであります。

始めに、復旧支援対策1の農地等復旧支援、県・市の(1)農地等の復旧支援につきましては、農地や土地改良施設などの復旧は「農地及び農業用施設災害復旧事業」による復旧を基本としておりますが、該当にならない農地等の地力再生や収穫不能稲の刈取費用等に対し補助するものであります。補助率は県が3分の1以内、市が6分の1以内であり、合わせて2分の1以内で補助するもので、補正額として24万9千円を計上しております。

つぎに、2の機械・施設復旧支援、県・市の(1)機械・施設等の復旧支援のうち、①機械・施設等の復旧支援(農業用機械の修理・ハウス等取得)については、機械の修繕費、半壊以上のハウスの取得費に対して補助するものであります。なお、対象機械が耐用年数(7年)以内であり、修繕費が新規取得費を上回る場合は、新規取得費用も補助対象となります。補助率は県が3分の1以内、市が6分の1以内で、合わせて2分の1以内を助成するもので、補正額1, 6 4 1 万 4 千円を計上しております。

②機械等の復旧支援につきましては、市の単独事業であります。復旧については修繕で対応できない場合もあり、また、機械の買替において、県事業の対象にならない場合

も、取得費用の6分の1以内を市独自に助成するもので、対象となる下限を取得費20万円以上とし、補助上限額を100万円とするもので、補正額として500万円を計上しております。

③共同利用施設の復旧につきましては、今般の豪雨により、地域農業における基幹施設である協和地域の峰吉川ライスセンターが冠水し、被害は大きなものとなっており、収穫前の確実な復旧を図るため、県2分の1、市4分の1の合わせて4分の3の補助率で早期復旧を支えるもので、補正額2,665万8千円を計上しております。

3の農作物の防除・家畜衛生対策につきましては、被害の拡大や収穫量の減少を防ぐため、通常の防除・施肥体系以外に緊急的に購入した薬剤、肥料等の購入費用に対して支援するもので、県3分の1、市6分の1の補助率で、補正額は239万1千円となっております。

続きまして経営再開支援対策1の農作物共済、経営支援については、国の農業共済制度については、水稻、大豆などがあり、これらについては、共済事業により、減収額が補填されるところであります。ここで、水稻・大豆の被害対応として共済金の取扱い等について説明させていただきます。付属資料の5ページをお願いします。

水稻・大豆につきましては、国の共済制度がございます。農業災害補償法によりまして、水稻は農作物共済として、また大豆は畑作物共済として、国と農業者の拠出による共済制度により収入が補填されることとなります。管内の水稻共済の加入については、いろいろな加入方式がございます。一筆方式、一筆単位での補償を対応する方式でございます。また、半相殺方式、こちらは被害ほ場の減収量と農家の経営全体での基準となる収量を分母として計算するものでございます。また、全相殺方式は、こちらも半相殺と似たような方式なんですけれども、全相殺の場合は仮に共済金の算定の際に他のほ場で、被害の無かった他のほ場で増収した場合は、そちらも分母として含めてくるというような方式となっております。また、大豆につきましても一筆方式、半相殺、全相殺という方式がございます。いずれにおいても半相殺の8割の補償限度という方式に加入されている方々が、右側の加入方式と件数をご覧いただいたとおり、一番多いのがやっぱり半相殺の8割方式に加入している例がほとんどとなっております。今回、被害によりまして、収穫が皆無というようなほ場が早い段階で確認されてございます。共済組合の対応といたしまして、皆無申請の受け付けをして、とりあえず皆無ほ場の場合は、8月31日に水稻57戸の申告に対して19戸決定しまして、538万3,875

円の共済金を支払ってございます。また、大豆におきましても16戸の申告がございまして、15戸73.6ha、1千7百万円を超える共済金が支払いを実行してございます。今、9月8日、大曲地域の例なんですけれども、9月8日から全体の被害申告を受け付けてございます。9月15日からその申告を受けまして、悉皆調査というような調査、要は申告があったほ場を余ることなく調査することを9月15日からよていされてございます。こちらを受けまして、11月下旬には国が今回の損害評価会の報告に基づいた評価を決定すると、水稻に関しては12月中旬に支払い、大豆については、やはり最終的な乾燥調製であるとか若干年を越してくるといような状態でありますので、一筆方式、あるいは半相殺方式の場合は1月下旬に、全相殺の加入方式の場合は3月の下旬に共済金を支払うといようなスケジュールで進めてまいりたいと、とりあえず現在の状況でございます。

また、共済金の支払い例として右側の方に書いておりますが、水稻、半相殺の8割方式に加入している例で、今回の大雨被害で30%減収した際の例を記載してございます。こちら計算してまいりますと概ね被害が無かった時の8割相当が共済金として支払われると、被害が無かった場合、1反歩当たり11万7,200円が通常の場合で、今回の3割減収してしまった場合で92,290円の共済金が支払われるという試算のひとつの例として提示してございます。また、大豆におきましては、単収180kg、3俵通常取る方の例として、半相8割方式に加入していた場合のものでございます。こちらの大豆については何分物代というのは、例えば1俵当たり3,700円程度の概算金であったりということで、物代が非常に安い状況でございます。しかしながら水田活用の交付金、また畑作物の数量払いといような補助制度の中で助成されますので、一番下段の試算例と、10aあたりの収入試算例といところご覧ください。被害が無かった場合、国の面積払い、数量払い、そして物代ということで加えますと、9万1,870円といような10aあたりの収入となります。しかしながら、今回全損、収穫皆無となってしまう場合の例でございますが、国の面積払い、水田活用の交付金は全額支払われます。それに共済金の8割の補償ということで、4万2,480円の共済金が支払われるということで、9万7,480円といような、逆に通常作った場合よりも収入が増えるといような逆転現象があつての取り扱いが成されるケースもあるのかなといふうに見込んでございます。

○委員長（後藤 健） 説明の途中ですけれども、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時でお願いいたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 0 時 58 分 再 開

○委員長（後藤 健） 指定の時間より若干早めですけれどもお揃いのようなので、ただいまから委員会を再開したいと思います。

午前に引き続き、説明を求めます。渡辺課長。

○農業振興課長（渡辺重美） それでは、付属資料の 1 ページお願いいたします。

農作物の共済経営支援ということで、国の制度として、共済制度のある水稲・大豆について休憩前にご説明いたしましたけれども、今回の災害にあたりまして水稲・大豆は国の制度がある、しかしながら、園芸の被害も西部地域を中心に多数発生を確認してございます。残念ながら園芸に対しては国も県も今回支援策がまったくない状況の中で、今回市の独自に赤字で記載しております「野菜・花き被災生産者給付金」ということで、単独で事業をご提案しているところでございます。

資料めくっていただいて、2 ページ目をお願いします。

野菜・花き被災生産者給付金についてであります。目的は農業共済制度の適用のない野菜・花きの生産出荷者が生産意欲を損なわず、複合経営を堅持し、再生産に向かうため支援するものであります。

内容といたしましては、対象者を野菜・花きの生産出荷者とし、被災に至るまでに要した生産経費の 2 分の 1 を補助するものであります。

生産経費の算定にあたっては、秋田県の被害算定基準に定める品目別の収入額を基準収入額とし、これに品目ごとの被害に至るまでの経費率を乗じて得た額を生産経費と捉え、この 2 分の 1 を支援するものであります。

なお、経費率の算定にあたっては、県の経営指標を用い、全体の生産経費から被災により不要となる出荷販売にかかる経費を差し引いたものを経費率とし算定するもので、販売収入があった場合は、それを控除して給付額を計算します。

具体的には、3 ページ目をお願いします。

一番上の枝豆を例にすると、県の被害算定基準では、10 アールあたり、348 kg、単価は 527 円であり、基準収入額は 183,396 円となります。経費率の算定に必要な秋田県経営指標による生産経費であります。10 アールあたりの収量が 500 kg、

単価は493円であり、これに乗じた②の経営指標上の収入基準は、246,477円となります。一方、経費は175,514円ありますが、梱包資材や運賃、販売手数料などの流通経費が83,970円であり、この額は出荷出来ないことにより、費用がかかりませんので、生産経費は流通経費を減じた91,544円となります。③の生産経費を②の収入基準で割った額が、④の経費率となり、①の基準収入額に④の経費率を乗じた10アールあたりの生産経費は67,856円となり、全損の場合、この額の2分の1以内である3万3千円が交付することとなります。

品目ごとに地域別の被害面積、被害額、算定される給付額を記載しておりますが、補正額は給付額の合計1,685万6千円を計上するものであります。

1 ページ目に戻っていただき、2 (1) 水稻・大豆種子の購入支援は、減収率20%以上の農地を1ha以上有する農業者と収穫皆無のほ場を有する農業者に対し、平成29年度中に注文し、平成30年度に支払う、種子購入費用に対し補助するものであります。県3分の1、市6分の1の補助率であり、平成30年度の債務負担設定額は1,187万8千円となっております。

(2) 野菜・花き・果樹等の種苗購入支援のうち、①種苗購入費は、補助率は県3分の2で、平成30年度の債務負担設定額は939万1千円としております。また、②の生産資材購入費は、支柱や冠水ホース等の耐久資材について、補助率は県3分の2で、補正額については649万円を計上しております。

3の利子補給等につきましては、後ほど事業説明書により、説明させていただきます。付属資料の4ページ目をお願いします。

今後の復旧支援にかかるスケジュールではありますが、9月15日の広報だいせんお知らせ版に周知用のチラシを全戸配布し、10月2日から各支所において受付会を開催し、申請書を取り纏め、国・県への承認等を得ながら、出来るだけ早期の補助金、給付金の支払いを考えております

なお、チラシ案については別添のとおり考えており、文言やレイアウト等調整の上、周知していく計画であり、作成にかかる経費として19万2千円を計上しております。

次に、資料No.6-1の「事業説明書」の3ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、61事業利子補給等補助金につきましては、補正前の額112万3千円に、359万1千円の補正をお願いし、補正後の額を471万4千円にするものであります。

補正額の財源内訳ですが、県支出金として8万9千円、一般財源として350万2千円となっております。

事業の目的ですが、平成29年7月22日からの大雨により被害を受けた農業者の経営再建を支援するため、既設の県単資金に無利子の融資枠を創設するとともに、融資機関に対して、県と市が利子及び信用保証料への補給を行い、被災農業者の償還負担の軽減を図るものであります。

事業の概要であります。貸付対象者は、市が被害認定した農業者等であります。資金用途は、災害に起因する農業経営に必要な経費であります。なお、既往負債の借り換えは除くものであります。貸付利率は無利子となるよう、県、市、融資機関が併せて利子補給をいたします。融資限度額は個人500万円、法人2千5百万円ですが、特別な理由がある場合は被害額が限度となります。融資枠は県内で6億円、償還期限は10年以内、融資機関は農業協同組合、銀行、信用金庫等となります。資金借入する農業者の信用保証料の負担は通常0.55%のところ、0.47%となります。代位弁済が発生した場合は県がその一部を補償するもので、市の負担はございません。

市の資金需要見込みは、限度額融資で個人22件、法人4件の2億1千万円を想定するもので、平成29年度貸付分利子補給額として県・市合わせ13万4千円となっております。

また、保証料補給額については、市の単独事業として、市が信用保証料の2分の1を補助するものであります。なお、JA秋田おばこも同様の補助を予定しており、JAで借入する場合、借入者の保証料負担は無いこととなり、保証料補助額345万7千円を合わせた補正額は359万1千円となります。

なお、債務負担行為設定額につきましては、平成30年度以降の10年間、県、市の利子補給が生じることから、「農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給金」として、平成30年から平成39年までの10年間、1,089万9千円の限度額を設定するものであります。

以上、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）のうち、農業振興課所管分について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手の上お

願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 野菜・花きの被災者の支援給付金だども、例えば今年から始めた人で、具体的に被害あった人わがってるべがら、多分そういう人いねがど思うども、今年からやろうとしてで今被害にあった人も当然対象になるよな。

○農業振興課長（渡辺重美） なります。

○23番（金谷道男） それ確認でした。

○委員長（後藤 健） よろしいですか。ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） それでは、つぎに、田村農林整備課長お願いいたします。

○農林整備課長（田村一彦） 議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、農林整備課所管分につきまして、説明申し上げます。

資料No.6の「平成29年度大仙市補正予算9月補正②」と資料No.6-1「事業説明書」により、説明いたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳で説明させていただきます。

それでは、資料No.6「平成29年度大仙市補正予算9月補正予算②」11ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、6目土地改良事業費、51事業県営土地改良事業負担金であります。今般の災害に伴う、県営事業の負担金について1,300万円の補正をお願いするものです。

次に、6款、2項林業費、5目治山事業費、10事業治山局所防災事業費ですが、委託費及び工事費について790万6千円の補正をお願いするものであります。

次に、13ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、11事業農地農業用施設災害復旧事業費（補助分）であります。国の補助を受ける公共災害復旧事業の工事費について、5億3,731万7千円の補正をお願いするものであります。

次に、11款、2項、2目林業施設災害復旧費、11事業林業施設災害復旧事業費（補助分）であります。林道の公共災害対象分の工事費について、1億2,950万円の補正をお願いするものであります。

次に、資料No.6-1平成29年度補正予算9月補正②「事業説明書」5ページをご覧ください。

願います。

6 款、1 項、6 目、5 1 事業県営土地改良事業費負担金であります。

補正前の額 2 億 3, 6 5 7 万 5 千円に対し、1, 3 0 0 万円の補正をお願いし、補正後の額 2 億 4, 9 5 7 万 5 千円とするものであります。

財源の内訳としては、1, 3 0 0 万円全額市債となっております。

2 9 年度概要であります。7 月 2 2 日の大雨被害により、県営ほ場整備事業実施中の地区で被害を受けたため、復旧に係る事業費のうち、市負担分について補正をお願いするものであります。

主な被災農地としては、協和地域の「下淀川地区」が甚大な被害を受けており、復旧と「ほ場整備」をスムーズに実施するため、事業費を追加して復旧整備を促進するものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

6 款、2 項、5 目、1 0 事業治山局所防災事業費であります。

補正前の額 6, 4 9 8 万 5 千円に対し、7 9 0 万 6 千円の補正をお願いし、補正後の額 7, 2 8 9 万 1 千円とするものであります。

財源の内訳としては、県支出金として、4 4 6 万 6 千円、残り 3 4 4 万円の一般財源となっております。

2 9 年度概要であります。8 月専決でお願いした南外地域荒沢地区で前回の被災箇所と隣接した裏山が崩落したための事業費の増額と、南外地域釜坂地区では、新規に住宅の裏山が崩落したため、追加補正をお願いするものであります。これで、西仙北地域 1 カ所、協和地域 5 カ所、南外地域が 2 カ所となるものであります。

次に、7 ページをお願いいたします。

1 1 款、2 項、1 目、1 1 事業農地農用施設災害復旧事業費（補助分）であります。

補正前の額ゼロ円に対し、5 億 3, 7 3 1 万 7 千円の補正をお願いするものであります。財源の内訳としては、県支出金 4 億 2, 9 8 5 万 3 千円、市債 7, 2 5 0 万円、その他として受益者分担金 2, 6 8 6 万 6 千円、残り 8 0 9 万 8 千円が、一般財源となっております。

2 9 年度概要であります。農地・農業用施設で国の補助を受けて復旧工事を実施する工事費の補正をお願いするものであります。事業の要件として、1 カ所の工事費 4 0 万円以上が対象で、通常の補助率は農地で 5 0 %、農業用施設では 6 5 % となっております。



ます。今般の災害は激甚指定となったため、補助率が増高となるもので、正式には年度末に決定される予定ですが、今次補正予算では、補助率80%で財源内訳を算定しております。

激甚災害において、最終的な国庫補助率は、90%を見込んでおり、分担金及び市債は予算額より減額すると予定しております。

実施箇所については、表にありますとおり、西仙北地域12カ所、中仙地域1カ所、協和地域24カ所、南外地域10カ所の47カ所となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

11款、2項、2目、11事業林業施設災害復旧事業費（補助分）であります。

補正前の額ゼロ円に対し、1億2,950万円の補正をお願いするものであります。財源の内訳としては、県支出金1億360万円、市債2,330万円、残り260万円が一般財源となっております。

今後の方向性と29年度の概要であります。林道災害復旧事業で国の補助を受けて復旧工事を実施する工事費の補正をお願いするものであります。国庫補助金の対象要件として、1カ所の工事費40万円以上が対象で、補助率は、奥地林道65%、その他林道50%であります。激甚災の指定を受けたことから、今次補正予算では、補助率80%で財源内訳を算定しております。

被災林道については、下段の表にありますが、西仙北地域が1カ所、協和地域が13カ所、南外地域が2カ所で、全部で16カ所となっております。この内、協和地域の沢内水沢線と峰吉川線が奥地林道に該当します。

以上、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、農林整備課所管分について、説明申しあげましたが、よろしく審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申しあげます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） よろしければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は、1時35分でお

願いたします。

午後 1時28分 休 憩

.....

午後 1時32分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7月、8月の豪雨災害の際には、職員の皆様には大変お忙しくご難儀かけたと思えます。また、そういった中行われた全国花火競技大会においても、ああいった状況から開催できたということは本当職員の皆様のご尽力だと敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

それでははじめに、小野地経済産業部長からあいさつがあります。小野地部長。

○経済産業部長（小野地洋） お疲れ様です。

審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより当経済産業部の業務遂行に際しまして、格別なご指導ご理解を賜り、厚くお礼を申し上げます。おかげさまで各地域の夏祭り、イベントなど無事に終えることができました。また、全国花火競技大会につきましては、直前の大雨による冠水を乗り越えまして、こちらも無事に終了することができました。復旧に努めた関係者をはじめ、皆様方に改めまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年度も下半期を迎えようとしております。当部所管のイベント、事業が続く予定であります。日程を申し上げますと10月7日、第10回国際フェスティバル in 大仙、国際交流の関係であります。10月14日、大曲の花火秋の章、同じく14日・15日の両日、新・秋田の行事、これは秋田県との共催であります。17日、大仙市技能功労者表彰式、21日・22日の両日は、例年の行事でありますけれども、秋の稔りフェア、そして、10月29日から韓国唐津市友好交流締結10周年記念式典のため訪韓する予定です。11月には、18日・19日の両日、東京有楽町でふるさと物産フェア、20日には首都圏企業懇話会などが予定されております。いずれも各事業に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

それでは、今次定例会におきまして審査をお願いいたします当部所管の案件でありますけれども、専決処分報告1件、条例案1件、補正予算2件のあわせて4件であります。このあと担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審査の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） ありがとうございます。

それでは、経済産業部所管分について、審査に入ります。はじめに、報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 報告第9号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の歳出について、ご説明申し上げます。

資料No.3「平成29年度大仙市補正予算」11ページと資料No.3-1「主な事業説明書」7ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、69事業事業所等再開支援事業費（大雨災害分）3,120万円を補正するものであります。

今回の補正に計上する3,120万円は、7月22日からの大雨災害により、被害を受けた市内事業者に対し、事業再開に必要な経費を補助することにより、事業の早期再開を支援することを目的とするものです。

つぎに、補助対象経費として、事業の再開に必要な建物及び付属設備や機械及び装置、工具、器具及び備品の修繕や購入に要する5万円以上の経費の5分の1に相当する額で、上限額30万円の補助金を交付するものです。

補助要件として、被災以前から市内に事業所を有しており、被災後も市内で事業を営むことと、納期の到来した市税を完納していることが要件となっています。

今回の大雨災害で、140件を超える事業所が浸水等の被害を受けましたが、一般住宅に対する支援はあるものの、事業所に対する支援は無かったことから、事業の早期再開を促進するための支援策として、要綱を整備し、補助金を交付するものです。

以上で、報告第9号一般会計補正予算（第4号）「事業所等再開支援事業費（大雨災害分）」についてのご説明をいたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） この補助事業、今要綱つぐったんだけども、この補助額5分の1とか、上限30万っていう根拠っていうが、どういう考え方で設定したのかということ、ちょっとわがれば。

○委員長（後藤 健） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） リフォーム支援事業が、これと同じ5万円以上の、それから5分の1、30万円という災害リフォーム支援がありましたので、そちらとあわせました。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 事業所、今のこういう機材とか、備品どがってというのは結構たげんだべど思って、それこそ再開して雇用守ってもらわねばだめだべがら、そういったところ配慮して、今どれだけ申請きて、どういう被害額なってるのが、ちょっとこれではわがらねども、なんか同じ産業支援なことなので、いままでずっと農地なんてもやってきたんだけど、そういったものさ比較すれば、もしかすればちょっと薄いのかなというような、ちょっとそういう感じがしたので、そこらへん実際の被害額とその支援、大規模にいつてないどせばそうだろうけど、ちょっと薄いかなという感じがしたので、具体的に把握してら範囲で、これでいつてるのがなというごどだとすればそれはそれでいいんだけど、ちょっと生産機材が水さ浸かったというのもあったみんなたっけがら、そこらへんの状況ってなんたもんだべ。

○委員長（後藤 健） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） 実際にはやはり、今のところ申請が17件来ております。8月10日から始まった事業でして、まだ1カ月ぐらいなので、まだこれから来られると思いますが、やはり今金谷議員が言われた通り、補助対象経費をみますと、事業所で600万、700万の補助対象経費で出してこられる方に30万しかないというと、ちょっと少ないかなとは思いましたが、一応まず補助対象経費として、リフォーム事業と同じ額であわせたものでして、ちなみに他の方々は、いろいろな建材店の方は、木工機械、それから建設業業者でやっぱり機械ですね、重機機械だとか、そういうものが大きい額で出てきてますし、あとはやはり室内のいろいろな壁だとか、そういうものの整備だとか、そういう関係でこられる方々はほとんど補助金額の30万円が行かれてる状況で金額的にはちょっと少ないかもしれませんが。

○委員長（後藤 健） はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） もしかすれば保険も、事業所なので保険なんかの対応も、農家にはそういう保険は多分ね、災害用の保険ってねど思うがら、一概にはいわいねがもしれねども、なんかちょっと金額的にもうちょっと出してもいいのがなというような気がしたので、実際に担当してる皆さんがこのぐらいでいつていうことであれば、それはそれ

どして、このあとも考えられることなので、益々こういう作業っていうのは、それこそデリケートな機械をいれでやるという人方も今の産業構造みればあること。そういうことも少し考慮して行って、こういうことって起きたからやることよりも、準備しておぐということが必要だと思うので、復旧の部分の商業政策として、雇用も守るし産業も守るという視点がらえば、せっかくこうやって作ったんだがら、もうちょっと研究して、それこそ有効な支援になるようにこのあともあるごどだがら、起きでがらでねぐ、あらかじめ事業者の方々の意見も聞きながらやれば良いんでねがと思うので、ということを上申上げて終わります。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） これせば、今回の特例っていうかたちですか。それともまたこのあと災害起こった時にもこういう形で適応していくっていう、そういうふうになっていくのか、ちょっとそのへん教えていただければ、お願いします。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○企業商工課長（小松正美） 今回の要綱は、29年8月10日で施行をしまして、一応この要綱には有効期限があります。30年3月31日、いわゆる29年度で一応この7月22日、23日の豪雨災害の要綱は切れることとなっております。年度内でございます。もし今後またそういうことがあれば、この要綱を参考にしてまたついていくというようなかたちになると思います。

○委員長（後藤 健） はい、秩父委員。

○副委員長（秩父博樹） 今後検討していただきたいのは、それこそ他の課でもお話しさせてもらったんですけど、市民サービスに差が出ないように、もしできるのであれば恒久的なかたちでということと検討できないものかどうか、その辺このあと協議の中でその辺も話しあっていただければと思います。その都度、なんかこの補助内容が違うっていうことになってくれば受益者側がら不満が出てくる可能性っていうが、あるので、公平性っていう意味で、恒久的なものにしていくべきではないかなというふうに、そういうふうに考えるので、そのへんこの後検討していただければと思います。

○委員長（後藤 健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第114号「大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 議案第114号「大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例」等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料No.1、議案書の12ページと13ページをお願いします。

この条例は、高度成長期において、農業と工業の均衡ある発展を図るため、農村地域への工業の導入促進を目的に「農村地域工業等導入促進法」（いわゆる農工法）が昭和46年に制定されたものです。

今回の改正内容は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を従来の工業等5業種（工業・道路貨物運送業・倉庫業・梱包業・卸売業）から全業種に拡大するものであり、農村地域において計画的な土地利用を行うことにより、工業等の立地を促進し、新たな雇用を創出するための支援を措置するため、関連する3つの条例を改正するものです。

はじめに「大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例」では、題名を「大仙市農村地域産業導入実施計画審議会設置条例」に改め、条文第1条並びに第2条中の「工業等」を「産業」に改めるものです。

また「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例」では、別表第1中の委員名を「工業等」から「産業」に改め、また「大仙市協和休養センター条例」では、第2条中の「工業等導入促進法」を「産業の導入の促進等に関する法律」に、所要の改正を行うものであります。

施行は、公布の日からであります。

以上で、大仙市農村地域工業等導入実施計画審議会設置条例等の一部を改正する条例の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 確認だども、産業分類表さ載っているやつみんな対象なるっていう話し。

○委員長（後藤 健） はい、課長。

○企業商工課長（小松正美） 全業種です。

○委員長（後藤 健） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。小松企業商工課長。

○企業商工課長（小松正美） 議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」の歳出について、ご説明申し上げます。

資料No.4、平成29年度大仙市補正予算13ページと資料No.4-1、主な事業説明書8ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、21事業企業誘致対策費、411万4千円を補正し、補正後の額を871万3千円とするものであります。

今回の補正に計上する411万4千円は、大仙市内への企業誘致の促進と、既存企業の事業規模拡大の支援を行うことで、工業の振興や雇用機会の拡大が図られ、若者の定住促進と市内産業の発展につなげていくことを目的とするものです。

大仙市では、平成17年の合併以来28年度まで、新規の企業誘致が12件、事業規模の拡大が20件となっており、秋田県に市の職員を1名派遣し、県と情報を共有しながら市内や首都圏の企業訪問を行うとともに、大仙市首都圏企業懇話会を実施し、県の企業誘致推進協議会の主催事業にも積極的に参加するなど、情報の収集に努めてまいりました。

また、昨今は製造業において、海外から国内生産への切り替えや大規模災害等のリス

クマネージメントにより、大都市圏から地方へ本社機能を移転する動向があり、国も地方創生として地方への移転を優遇する政策を推進しております。そこで、大仙市でも企業訪問等で広く情報収集を行い、さらなる誘致活動につなげていくために、首都圏在住の嘱託職員2名を採用し、より強力に事業を展開していくものです。

今回の補正の主な内訳として、月額27万円の賃金2人分とそれに伴う社会保険料など必要な経費を計上しております。

また、嘱託職員の主な業務内容として、企業誘致情報の収集、大仙市のPR活動、企業のマッチングの推進、優秀な人材の確保、秋田県企業立地事務所との連携など、今までの経験と専門的な知識を有する外部人材として企業訪問を行いながら、事業規模拡大の企業や新規進出企業などの可能性を探り、市の産業活性化と、雇用機会の拡大に結びつくよう活動していただくものです。

さきほどお配りしました企業専門官の履歴等でございますが、ひとりが菊池隆史（63歳）千葉県浦安市在住で秋田県秋田市出身。元TDKのOBでございます。もうひとりが蠟山勝（66歳）埼玉県春日部市在住、群馬県出身。この方は、職歴⑤にありますホクトプラ、西仙北土川にありますホクトプラの代表取締役をやっておられまして、大仙市内のいろいろな動向も分かっておりますので、この2人に企業専門官として、働いていただくことにしております。菊池隆史さんは、秋田銀行の方から紹介していただきました。蠟山さんに関しましては、こちらの方といろいろな繋がりがございましたので、この2人を考えております。

以上で、議案第118号、一般会計補正予算（第5号）「企業誘致対策費」についてのご説明をいたしました。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手の上お願いいたします。はい、金谷委員。

○23番（金谷道男） 在宅勤務っていうこと。

○委員長（後藤 健） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） 東京の方で、在宅で。あとは各都内、それから首都圏の企業訪問等をしてもらうことにしております。

○23番（金谷道男） こちらとの連携。こちらのチェック。そういったやつはどういう方法でやるの。



○企業商工課長（小松正美） メール等のやりとりもありますが、1週間に1回、活動報告をこちらの方にしていただきまして、勤務内容等を確認することにしております。

○委員長（後藤 健） ほかに。はい、佐藤委員。

○4番（佐藤隆盛） 企業誘致実績の新規12と拡大20ってあるども、延べ人数なんぼぐれなってるおんだっしべ。

○委員長（後藤 健） はい、小松課長。

○企業商工課長（小松正美） 雇用数は、全体ですが、360人です。

○委員長（後藤 健） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。大沼観光交流課長。

○観光交流課長（大沼利樹） 議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、観光交流課所管分にご説明いたします。

資料No.6の補正予算（9月補正②）の13ページと資料No.6-1の補正予算案（9月補正②）一般会計第6号ほかの事業説明書9ページをご覧ください。

11款4項1目10事業観光施設災害復旧事業費（単独分）につきまして、577万6千円を補正するものであります。

7月22日から23日の大雨により、協和地域の「まほろば唐松能楽殿」の裏山が崩落し、能楽殿の一部と入口の池に土砂が流入しました。また、管理用道路の法面の土砂も流出したため、この土砂を撤去し施設の復旧を進めることとしております。

また、建物の各所において、大雨による破損等が見られるため、土砂撤去後速やかに被害状況等の調査及び設計を行います。それで、早期の復旧作業を目指すものであります。

復旧作業の概要といたしましては、まほろば唐松「能楽殿」敷地内の土砂撤去費534万6千円。被害調査費及び実施設計費43万円であります。今後の工程につきましては、土砂撤去後、被害調査を実施し、建物復旧にかかる実施設計を行い、建物復旧工事については平成30年度の当初予算に計上したいと考えております。能楽殿を含む関連

施設につきましては、市所有物件として建物総合損害共済に加入しております。建物の復旧工事費の全額が保険適用となる見込みでございます。また、敷地内へ土砂を流出させた施設裏の山林崩落につきましては、農林整備課所管の治山事業として法面の復旧費を8月専決予算に計上済みであります。

能楽殿や資料館などの「まほろば唐松中世の館」、またツリーハウスやキャンプ場などの「まほろば唐松公園」に「物部長穂記念館」を加えた「大仙市まほろば唐松関連施設」につきましては、一帯施設として平成30年4月から指定管理者の募集を行う予定でありましたが、今般の大雨被害により施設運営の休止を余儀なくされたため、平成30年度に限りまして指定管理を行わず、市の直営施設として必要経費の予算措置を行う予定であります。

本市の観光文化施設として重要な役割を担っております「能楽殿」の復旧を早期に行いまして、定期能公演の開催及び平成31年度以降の指定管理者の募集を目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤 健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手の上お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） なければ、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開は、入れ替え後すぐでもいいですかね。3分後くらいでお願いします。

午後 1時58分 休 憩

.....  
午後 2時02分 再 開

○委員長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤 健） つぎに、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤 健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（後藤 健） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてをお諮りいたします。

お手元に配付いたしました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤 健) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これを持ちまして、企画産業常任委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後 2時04分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 後 藤 健